

新型コロナウイルスに関する介護サービス事業所・施設等からの質問への回答

Q1 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、どのような者か。

A1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者や基礎疾患がある者等は2日程度)続いている者又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者をいいます。

Q2 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者の中に、新型コロナウイルス感染が疑われる者がいたら、どこに相談すればいいか。

A2 京都市新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口、帰国者・接触者相談センター(電話:075-222-3421)に御相談ください。

Q3 濃厚接触者かどうかは、誰が決めるのか。

A3 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者、新型コロナウイルス感染症の陽性反応の者が出た場合、京都市内であれば、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターが調査を行い、濃厚接触者を特定します。

※ 調査には、区役所・支所の庁舎内に設置している医療衛生コーナーが出向く場合があります。

Q4 濃厚接触者になると、必ずPCR検査が行われるのか。

A4 濃厚接触者であっても、咳や発熱等の症状がなければ、PCR検査は行わずに、健康観察のみを行います。

Q5 PCR検査で陽性になると、どうなるのか。

A5 PCR検査結果が陽性の場合、当該陽性確定者については、保健所長による入院勧告を行い、原則感染症指定医療機関に入院します。

Q6 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者が、PCR検査結果が陽性だった場合、その後はどのような流れになるのか。

A6 介護サービス事業所・施設のサービス種別等によって必要な対応が異なるため、一概に言うことはできません。なお、京都市内の保育所の職員のPCR検査結果が陽性だった時には、次のような流れでした。

<参考>

3月9日	<ul style="list-style-type: none">・職員のPCR検査結果が陽性であることが判明・保護者に対し、メール等により第一報をお伝えしたうえで、お迎えに来た保護者に対し、翌10日から19日(※)まで臨時休所することを説明(※)患者の最終勤務日である3月5日の翌日から14日間・同日中に消毒作業を実施
3月10日～19日	臨時休所
3月11日～13日	<ul style="list-style-type: none">・全職員及び入所児童(※)に対して、医療衛生センターがPCR検査を実施

	(※) 3月9日時点では、乳児及び症状のある幼児を対象としていたが、園児1名への感染が判明したため、全児童を対象に実施 ・陰性と判断された者を含め、全職員及び入所児童に対して、健康観察を実施
3月21日～ (3月20日は、祝日)	再開

Q7 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者が、PCR検査結果が陽性だった場合、介護サービス事業所・施設の消毒は、誰が行うのか。

A7 消毒については、介護サービス事業者・施設が行うことになります。

Q8 消毒作業を委託できる業者について、京都市で紹介してもらえないか。

A8 京都市では紹介しておりません。清掃業務を委託している業者が、消毒作業を行える場合がありますので、必要に応じて、当該業者に問い合わせてください。

Q9 消毒作業に必要な機材等について、京都市で貸し出しを行っていないのか。

A9 京都市では貸し出しを行っていません。

Q10 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者が、PCR検査結果が陽性だった場合、介護サービス事業所・施設を休業するかどうかの判断は、誰が行うのか。

A10 休業の判断については、医療衛生センターの意見を参考にして、介護サービス事業者・施設が行うことになります。

Q11 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者が、PCR検査結果が陽性だった場合、介護サービス事業所・施設を休業する期間はどの程度か。

A11 事例ごとに個別に判断することになります。なお、京都府下の医療機関の事務職員のPCR検査結果が陽性だった時には、次のとおりでした。(当該医療機関のホームページより)

<参考>

3月18日	事務職員のPCR検査結果が陽性であったことを、当該医療機関のホームページで公表
3月18日～20日	消毒作業を実施
3月18日～22日	保健所が、濃厚接触者の特定、濃厚接触者へのPCR検査等を実施
3月18日～22日	外来診療、救急、面会、新規入院及び通所の受入を休止
3月23日～	再開

本事例については、患者・利用者への接触の機会が少ない事務職員が陽性だった事例です。患者・利用者に直接接する職員又は患者・利用者が陽性だった場合には、感染拡大・クラスター発生防止のため、A6の事例のように、陽性確定者の最終勤務日から2週間後まで休業することも想定されます。

Q12 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者の中に、陽性確定者又は濃厚接触者が生じた場合、介護保険関係の届出は必要か。

A12 介護サービス事業所・施設で感染症又は食中毒が発生した場合、各サービスの運営基準に基づき、市町村に報告する必要があるため、本市では、原則として、発生時及び終息時の2回、事故報告を行っていただいています。

通常の感染症又は食中毒であれば、保健福祉局保健福祉部監査指導課 (TEL:075-744-

1153) にのみ報告いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症については、休業の相談等に迅速に対応する必要があるため、次のような時は、監査指導課に加え、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（TEL:075-213-5871）にも御報告ください。

◆御報告いただきたいケース

- ・ 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者の中に、新型コロナウイルス感染が疑われる者が生じ、PCR検査を受けることになった。
- ・ 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者が、濃厚接触者となった。
- ・ 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者のPCR検査結果が、陽性だった。
- ・ 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者の同居者が、濃厚接触者又はPCR検査で陽性になった。

<参考>京都市情報館「介護保険サービス等に係る事故報告について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000259960.html>

Q13 介護サービス事業所・施設の職員又は利用者の中に、陽性確定者や濃厚接触者が生じた場合、代替サービスの提供や利用者処遇等について、京都市は相談にのってくれるのか。

A13 介護ケア推進課（TEL:075-213-5871）において、陽性確定者や濃厚接触者が生じた場合の指定・運営基準や介護報酬、代替サービス等の取扱い、利用者処遇等の御相談に対応します。

Q14 介護サービス事業所・施設の職員（又はその同居者）が、PCR検査で陽性反応だった。当該職員については、何日間、自宅待機にすればいいのか。

A14 PCR検査で陽性反応だった者の自宅待機期間について、法令等の規定はなく、事業主の判断になります。

厚生労働省ホームページに掲載されている「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」（日本環境感染学会とりまとめ）では、「ご家族、同居されている方は、既に感染している可能性もあります。感染者の症状が軽快してから14日間経過するまでは、健康状態を監視することをお勧めします。職場や学校に行く時など外出する際はマスクを着用し、こまめに手を洗ってください。」とされています。介護サービス事業所・施設の職員が感染していた場合には、抵抗力が弱い高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となることから、PCR検査で陽性反応だった職員について、当該陽性確定者の症状がみられなくなった日の翌日から、14日を経過するまでは自宅待機とすることが考えられます。

また、濃厚接触者である職員又はPCR検査で陽性反応だった者と同居している職員については、当該陽性確定者の入院等によって分離された日の翌日から、陽性確定者と分離されていない場合は当該陽性確定者の症状がみられなくなった日の翌日から、14日を経過するまでは自宅待機とすることが考えられます。

<参考>

新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人（以下、感染者）がいる場合、同居のご家族は以下の点に注意してください。

- 1 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- 2 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
- 3 できるだけ全員がマスクを使用する
- 4 小まめにうがい・手洗いをする
- 5 日中はできるだけ換気をする。
- 6 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- 7 汚れたりネン、衣服を洗濯する
- 8 ゴミは密閉して捨てる

1 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける

感染者が療養する部屋と他の家族がいる部屋をできるだけ分けます。窓があるなど、換気の良い個室とする。感染者は極力部屋から出ないようにして、人との接触を減らすことが大切です。感染者の行動を制限し、共有スペース（トイレ、バスルームなど）の利用を最小限とし、その換気を十分に行う（窓をしばらく開けたままにするなど）。小さなお子さんがいる、部屋数が少ない、といった理由で、部屋を分けることができない場合でも、感染者から少なくとも2m以上の距離を保つことや仕切りやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らしておきましょう。食事、眠るときも別室にするのが理想です。同じ部屋で寝るときは、頭が向き合うように枕の位置をそろえて並んで寝るのではなく、互い違いにするだけでも、感染者の顔からの距離がとれるようになります。

2 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする

感染者の身の回りの世話がが必要な場合、世話する家族に、感染する可能性があるため、可能な限り一人に決めておいた方がよいです（心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、乳幼児、妊婦等の方はなるべく避けて下さい）。

3 できるだけ全員がマスクを使用する

感染者、家族の両方がマスクを着用することで、ウイルスの拡散を防ぎます。使用したマスクは、他の部屋に持ち出さずに部屋の入口に置くか、すぐ捨てるようにしましょう。また、マスクは、のど・鼻周囲を加湿する効果もあります。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄します。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが分泌物で濡れたり汚れたりした場合は、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換する必要がある。マスクが手に入らないときやマスクの使用が耐えられない人は、ティッシュ等で咳やくしゃみをするときに口と鼻を覆います。

4 小まめにうがい・手洗いをする

ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあります。家族はこまめに石鹸を用いた手洗いもしくはアルコール消毒をしましょう。

5 日中はできるだけ換気をする

感染者のいる部屋は、定期的に換気をしましょう。他の家族がいる部屋も換気をしたほうがよいでしょう。エアコンなどの空調や換気扇をまわしたり、日中の温かい時間に窓を開けるのもよいでしょう。

6 取っ手、ドアノブなどの共用する部分を消毒する

タオルや食器、箸、スプーン等などを共用しないことも大切です。トイレやお風呂は、水拭きするか、家庭用の掃除用洗剤でもウイルス量を減らすことができます。洗濯や食後の食器洗いを別洗いしたりする必要はないです。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄を行います。感染者のものを分けて洗う必要はありません。ただし、洗浄前のものを共用しないでください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共用しないようお互いに確認したいものです。

感染者が別の部屋で生活していても、トイレ、洗面所、浴室などを共用すると思います。ウイルスは物についてもしばらく生存しているため、ドアの取っ手やノブ、ベッド柵ウイルスがついている可能性があります。0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭きましょう。トイレや洗面所の清掃をこまめに行いましょう。清掃は、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用消毒剤を使用します。

7 汚れたリネン、衣服を洗濯する

新型コロナウイルス感染症は下痢がみられることがあり、糞便から検出されることがあります。体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う場合は、手袋、マスクを使用し、一般的な家庭用洗剤を使用した洗濯機を使用して、洗濯し完全に乾かします。

8 ゴミは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュなどにもウイルスがついています。同居者が触ると感染する可能性があるため、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てましょう。その後は直ちに4にある手洗いを行ってください。

ご家族、同居されている方は、既に感染している可能性もあります。感染者の症状が軽快してから14日間経過するまでは、健康状態を監視することをお勧めします。職場や学校に行く時など外出する際はマスクを着用し、こまめに手を洗ってください。